

## 感染拡大防止対策に伴う下請契約等の適正化 (建設業者団体あて)

- 一般の緊急事態宣言等を受け、工事の一時中止等について、下請負人・技能労働者の事業や生業継続への配慮や、元下間の取引の適正化の徹底に努めるよう通知
- 建設工事の一時中止・延期等に際し、下請契約においても、工期の見直し、一時中止の措置等を適切に講じるとともに、下請契約における適正な工期や請負代金の設定、適切な代金支払等、元下間の取引の適正化の徹底に努めるよう通知  
※下請工事標準請負契約約款において、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期延長について元下間で協議することや、増加費用については、元請負人と下請負人が協議して決めることとされていることを周知
- 元下間の取引適正化を図るため、「建設業法令順守ガイドライン」や「駆け込みホットライン」の周知を図るよう依頼  
(令和2年3月11日国土懸垂第38号・国土建整第132号、令和2年4月17日国土建第7号)
- 公共工事の一時中止等に伴い、資金繰りに支障が生じることのないよう、
  - ・ 中間前金払いの迅速・円滑な実施
  - ・ 出来形部分払の請求があった場合の適切な対応 について通知※直轄工事における中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化等の措置も周知
- 元請が部分払(出来高払)や完成払を受けた場合について、下請への適正な支払いや、下請サーバーファイネツ債務保証事業、下請債権保全支援事業など金融支援事業の活用による下請への支払いの適正化に配慮する旨通知  
※資材業者、建機等の実貸業者、警備業者等についてもこれに準じて対応することを通知  
(令和2年3月11日国土建第132号、令和2年4月17日国土建第7号)
- 一般の緊急経済対策に盛り込まれた資金繰り支援や雇用調整助成金、新たな給付金制度等を積極的に活用し、現場の労働者の雇用維持・安定に努めるよう通知  
(令和2年3月17日国土建第7号)
- 資金繰り支援措置として、サーバーファイネツ保証5号の対象業種を拡充（現時点では建設業関係43業種が対象）  
(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

## 技術者配置や講習等に関する対応

(建設業者団体、地方整備局等、公共工事発注担当部局、都道府県・政令市、講習機関等あて)

- 学校の臨時休業に伴う育児のために監理技術者等が一時的に現場から離れることや途中交代が可能であること等について通知  
※監理技術者等本人が感染あるいは濃厚接触者等となった場合も、従前通り監理技術者等が一時的に現場から離れることや途中交代は可能。  
(令和2年2月28日国土建第482号等)
- 監理技術者講習について、当面の間、延期又は自宅学習の方法により実施するよう実施機関に通知  
(令和2年2月27日国土建第474号、令和2年3月23日国土建第530号)
- 登録基幹技能者講習について、当面の間延期とし、講習修了証については、特例的に一律令和2年9月末まで有効期限内として取り扱うよう、講習実施機関等に通知  
(令和2年3月6日国土建第1466号、令和2年4月9日国土建第24号)